

小松市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業

対象者	小松市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う個人または団体
助成額	メス 8,000 円 オス 5,000 円
事業対象 動物病院	坂井獣医科、すすき動物病院、寺井動物病院、なかがわ獣医科病院 ひろい動物病院、松下獣医科医院、矢田獣医科病院、 山口動物病院 ※50 音順（R8.4.1 現在）

助成を受けるにあたっての注意事項

- ◆この助成事業を受けるには、事前に小松市に利用登録の申請が必要。
- ◆この助成は、小松市内に生息する飼い主のいない猫が対象。飼い猫は対象外。
- ◆猫を捕獲する際は、飼い猫を捕まえないように近隣に周知する等、配慮をすること。
- ◆猫を捕獲する前に、動物病院に連絡し、不妊・去勢手術を予約すること。
- ◆猫の捕獲は、自らが行い、それにより発生した損害等は自己責任とすること。
- ◆捕獲した猫を動物病院に連れていく際は、下記のいずれかに入れること。
①捕獲器 ②洗濯ネット+キャリーケース ③洗濯ネット+ダンボール
- ◆メスは左耳、オスは右耳の耳介先端部をV字型にカットし、地域猫として保護した場所に戻すこと。
- ◆飼い主のいない猫には、必ずノミやダニが寄生しているため、不妊・去勢手術費用とは別にノミ・ダニ駆除費用を負担する必要があること。
- ◆繁殖シーズン中の手術では、墮胎をすることがあるため、その場合、追加の費用が必要となること。
- ◆手術中に不妊去勢手術処置済みが判明したなど不妊去勢手術が続行できない場合、自己負担となること。
- ◆飼い主のいない猫には、体力や疾病等で死亡するかもしれないリスクがあることを理解しておくこと。

市に利用登録※ → 動物病院を予約 → 猫を捕獲

→ 動物病院で手術 → 支払い → 捕獲した場所に猫を戻す

※年1回のみ利用登録申請

●ご自身での捕獲が難しい場合は、猫の捕獲ができる市民団体をご紹介します。

★★★詳しくは裏面へ★★★



使用手順

- ①「小松市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業利用登録申請書及び同意書（様式第1号）」を記入し、環境推進課に提出。（身分証明書の提示が必要）



「小松市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業利用登録証（様式第2号）」を交付。※年1回のみ利用登録申請

- ②《捕獲器を持っていない場合》捕獲器貸出申請書を記入し、環境推進課に提出。（借用期間は1週間以内。ただし、貸出状況により期間延長の相談に応じる。）

- ③動物病院に連絡（捕獲器を設置する日などを伝える）し、予約をする。

- ④捕獲器を設置して、飼い主のいない猫を捕まえる。捕獲できなかった場合は、動物病院の予約をキャンセルする。

- ⑤捕獲した猫を動物病院へ持っていく。その際、下記のいずれかに入れること（厳守）。

●捕獲器 ●洗濯ネット+キャリーケース ●洗濯ネット+ダンボール

- ⑥動物病院にて「小松市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業助成券交付申請書（様式第4号）」と「小松市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業助成券（様式第3号）」を記入。（市より交付された登録証の提示が必要）

- ⑦獣医師が不妊去勢手術、耳介先端部にV字型のカットを入れる。不妊・去勢手術費用とは別にノミ・ダニ駆除費用を負担する必要がある。また、繁殖シーズン中の手術で、墮胎することがある場合、追加の費用が必要となる。

- ⑧助成額（メス 8,000 円、オス 5,000 円）を引いた手術金額を支払う。

- ⑨不妊去勢手術をした猫を元の場所に戻す。

お問い合わせ 環境推進課 TEL 24-8067



R8.4